

議案第58号

財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル 用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル

2 相手方

鳥取市東品治町106番地

鳥取バスターミナル株式会社

3 貸付期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 貸付金額

バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付けに係る土地の国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条により交付すべき市町村交付

金の額のいずれか高い額

5 理 由

バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。